

第2次湖南省障がい者の支援に関する基本計画（後期計画） （素案）

<目次構成>

はじめに（市長巻頭言・製本段階で調整）

第1章：この計画について

1. 計画の位置づけ
2. 近年の動向

第2章：湖南省の障がい福祉に係る概況と課題

1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況
2. 計画課題

第3章：理念と目標

1. 基本理念
2. 3つの目標と求める市民像

第4章：障がい者福祉の施策

1. 施策の体系
2. 施策の内容

第5章：障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第6章：計画の推進

資料編

＜計画素案＞

第 1 章：この計画について

1. 計画の位置づけ

（１）上位関連計画等と法的根拠

「みんなでとりくむ つばきプラン（湖南省障がい者の支援に関する基本計画 後期計画）」は、「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を踏まえつつ、以下の 3 つの法定計画を合わせて策定した計画です。

「第二次湖南省総合計画」を上位計画とし、「湖南省地域福祉計画」をはじめ、福祉分野等の関連諸計画と協調した推進を図るものです。

「湖南省障がい者計画」

- ・ 本市の障がい福祉分野のまちづくりの指針となる計画です。
- ・ 「障害者基本法第 11 条第 3 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害者計画です。

「湖南省障がい福祉計画」

- ・ 「湖南省障がい者計画」を踏まえて策定するもので、障がい福祉サービス等の供給に目標数値を掲げて、具体的な整備を推進するための計画です。
- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第 1 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害福祉計画です。

「湖南省障がい児福祉計画」

- ・ 平成 30 年 4 月 1 日施行の「改正児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害児福祉計画です。
- ・ 「同 第 6 項」に基づいて、「湖南省障がい児福祉計画」は「湖南省障がい福祉計画」と一体のものとして策定しています。

（２）計画の対象

- 湖南省在住の市民、通勤・通学する人、湖南省に来訪する人、また、遠隔地から湖南省の情報等にアクセスする人のすべてであり、このうち、主たる対象が、障がいのある人になります。
- 「障がいのある人」の表現は、法律にいう「障害者」と同義です。
法律・制度等の固有名詞で「障害」という表記が使用されているものを除いて、この計画では「障がい」「障がいのある人」という表記で統一しています。
- 即ち「障がいのある人」とは、以下のように「障害者基本法第２条」で定義される人をいいます。

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

- また、子どもについていう場合には、同様に「障がいのある子ども」「障がい児」の表現を用いています。

（３）計画の期間

- 平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間であり、この半期での見直しを行ったものです。

みんなでとりくむ つばさプラン		年度													
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
湖南省障がい者の 支援に関する 基本計画	湖南省障がい者計画	第 1 次						第 2 次							
								(前期)			(後期)				
	湖南省障がい福祉計画	第 2 期						第 3 期			第 4 期			第 5 期	
湖南省障がい児福祉計画											第 1 期				

2. 近年の動向

(1) 法制度関係

近年、以下の法制定・改正等が行われています。

法制定・改正等	概要
① 「障害者の権利に関する条約」の批准	・ H. 26. 1. 20、批准 ・ H. 26. 2. 19、国内で条約が効力を発生
② 「障害者差別解消法」の制定	・ H. 25. 6. 26 公布（一部同日施行）、H. 28. 4. 1 施行 ・ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・ 合理的配慮の提供
③ 障害者雇用促進法の改正	・ H. 25. 6. 19 公布、H28. 4. 1 施行 ・ 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応（H. 28. 4. 1 施行） ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し（H. 30. 4. 1 施行）
④ 「成年後見制度利用促進法」の制定	・ H. 28. 4. 15 公布、H. 28. 5. 13 施行 ・ 成年後見制度利用促進計画の策定（H. 29. 3. 24 閣議決定）
⑤ 「ニッポン一億総活躍プラン」	・ H. 28. 6. 2 閣議決定 ・ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ・ 地域共生社会の実現
⑥ 「発達障害者支援法」の改正	・ H. 28. 6. 1 公布、H. 28. 8. 1 施行 ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
⑦ 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正	・ H. 28. 6. 3 公布（一部同日施行）、H. 30. 4. 1 施行 ・ 「自立生活援助」「就労定着支援」の創設 ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28. 6. 3 施行） ・ 地域共生社会への転換
⑧ 「介護保険法」の改正	・ H. 29. 6. 2 公布、H. 30. 4. 1 施行 ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

(2) 国・県の計画

① 第4次障害者基本計画〔平成29年度中に策定予定〕

障害者基本法第11条第1項に基づいて、国では障害者基本計画を策定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的に推進することとしています。

- ・ 「障害者権利条約」「障害者基本法」に基づく基本理念や基本原則
- ・ アクセシビリティ(※)の向上、当事者本位の総合的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援等の各分野に共通する横断的視点
- ・ 命の大切さ等に係る国民の理解促進

(※)アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

② 国の基本指針

国では、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項に基づいて、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を示しています。

平成30年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し内容のポイントとしては、次の内容が掲げられています。

<基本指針見直しのポイント>

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

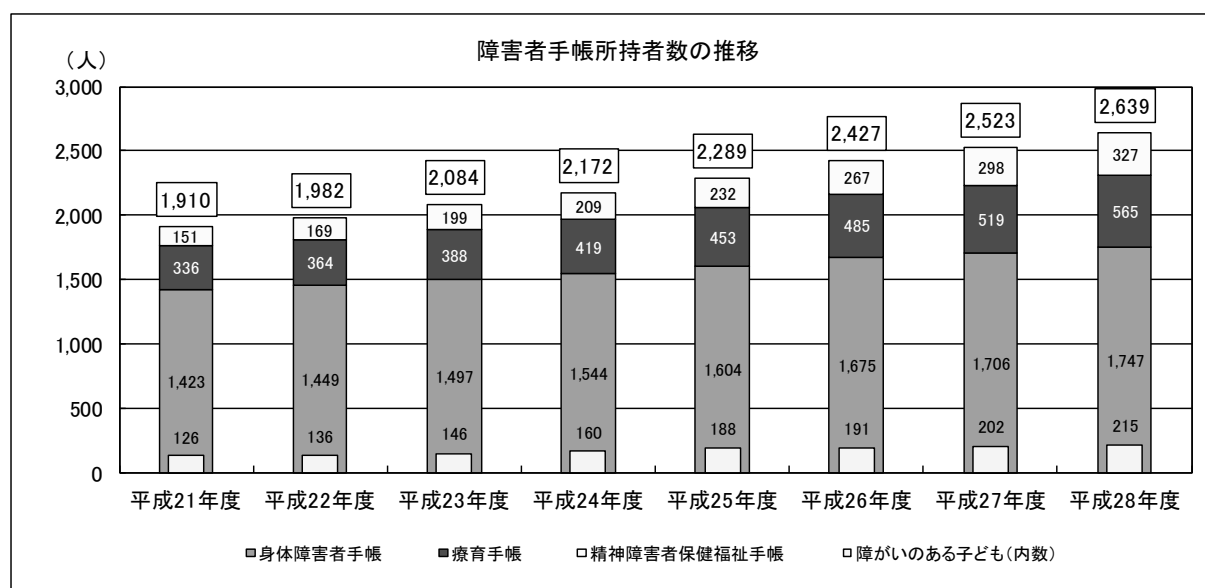
③ 県計画

第2章：湖南省の障がい福祉に係る概況と課題

1. 手帳所持者数と社会資源の概況

(1) 手帳所持者数の動向

障がい者手帳を持っている人は、平成28年度末現在で2,639人です。このうち、身体障害者手帳が1,747人、療育手帳が565人、精神障害者保健福祉手帳が327人、いずれかの手帳を所持している子どもが215人となっています。



(2) 甲賀地域障がい福祉サービス事業所数（平成29年10月現在）

甲賀福祉圏域にある、障がい福祉サービスの事業所数は、下表の通りです。

■就労支援・日中活動支援事業所

	事業所数	実施事業（内訳）						
		就労移行支援（一般型）	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	生活介護	療養介護
湖南省	12	1	1	7	1	—	6	—
甲賀市	19	2	3	9	2	1	7	1

■グループホーム

	事業所数
湖南省	10
甲賀市	33

■訪問系サービス事業所

	事業所数	実施事業（内訳）			
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
湖南市	8	8	6	3	2
甲賀市	8	8	8	5	1

■短期入所サービス事業所

	事業所数	主たる対象（内訳）			
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	障がい児
湖南市	5	－	4	－	1
甲賀市	5	2	4	－	3

■施設入所支援事業所

	事業所数	主たる対象（内訳）			
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	障がい児
湖南市	4	－	4	－	－
甲賀市	3	1	2	－	－

■障がい児入所支援事業所

	事業所数
湖南市	1
甲賀市	1

■相談支援事業所

	事業所数	実施事業（内訳）				働き暮らし 応援 センター	基幹相談 支援 センター
		計画相談 支援	障がい児 相談支援	地域移行 支援	地域定着 支援		
湖南市	8	8	4	3	3	－	1
甲賀市	10	10	4	3	2	1	－

■その他サービス事業所

	ナイト ケア	児童発達 支援	医療型児 童発達支 援	放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援	滋賀型地 域活動支 援センタ ー
湖南市	1	1	1	2	1	－
甲賀市	－	1	1	3	1	2

■地域生活支援事業のサービス提供事業所

	日中一時 支援	移動支援	地域活動支援センター	
			I 型	II 型
湖南市	5	4	1	1
甲賀市	1	2	1	－

2. 計画課題

「第2次湖南省障がい者計画（後期計画）」における主要な課題を以下の通り整理します。

課題1：発達支援システムの充実と進路の保障

- ・ 湖南省では、独自の「湖南省発達支援システム」により、発達に支援の必要の人に、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた支援（個別の指導計画、個別支援移行計画）に基づく縦の連携による支援を提供しています。
- ・ そのなかで、特別支援学校卒業後、生活介護事業所や就労継続支援B型事業所を進路先とする生徒が多いが、その就労先が不足する状況が続いています。
- ・ 日常生活の場についても、強度行動障害がある場合などでは、家庭療育の負担を十分に軽減し生活の継続を助長することが難しく、また、本人の地域での自立生活の場としては、施設入所しか選択肢がない状況です。
- ・ 支援を引き継いだ子どものほとんどが一般の高校・大学に進学し、また、卒業後に一般就職につながる一方で、特別な支援のない環境への適応が難しく、休学・退学、休職・離職等する人もあります。

↓↓↓

- ・ 自立生活に必要な居住の場の確保と居住支援の充実、また、特別支援学校卒業後の就労先など社会参加の場の開発と確保、そこへの円滑な接続等を考慮して、発達支援システムを充実させる必要があります。
- ・ また、進路先になじめず、休学・退学、休職・離職等した人に対して、その人にあった支援のためのアセスメントと支援内容を考えるとともに、その人らしい再チャレンジを支える仕組みを充実させていく必要があります。

課題2：移動の確保

- ・ 障がいのある人の移動支援として、地域生活支援事業の移動支援がありますが、利用できる人が限られているなど課題があります。また、医療的ケアの必要な子どもの通学手段についても、適切な確保ができていません。
- ・ 湖南省での移動は、自家用車への依存度が大きい状況があり、高齢化の進展に伴って、公共交通等による移動手段の充実は、市全体の課題となっています。

↓↓↓

- ・ 移動のしづらさのある人の移動の確保について、市民の移動の利便性を向上させる視点からアプローチするとともに、特別な移動のしづらさのある人が、適切な移動手段を選択できるよう図る必要があります。

課題3：本人・介護家族の高齢化と住まいの保障

- ・ 障がいのある人とその介護家族の高齢化が進むなかで、とりわけ、在宅で家族と長く生活してこられた人に、施設入所やグループホーム利用の希望が多くなっています。
- ・ 一方で、新たにグループホームを利用するといった、日常生活の環境の大きな変化にあっては、その順応が難しい場合も多くあります。

↓↓↓

- ・ グループホーム等の量的確保、それによる新たな生活環境の選択肢の拡大を図ることと併せて、新たな環境に馴染むための、試行・訓練等のサービスを充実させていく必要があります。

課題4：地域生活支援拠点の整備

- ・ 障がいのある人の日常生活を支える家族等に何かあったときなどの、24 時間・緊急時の対応ができる地域生活支援拠点の整備が求められています。

↓↓↓

- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点について、圏域での整備を早期・着実に図っていく必要があります。

課題5：福祉人材の育成・確保

- ・ 福祉人材の確保は全国的な課題ですが、湖南省において顕著であり、必要な施設・サービスを、人材の不足のために充足させることができない状況もあります。また、手話通訳者派遣事業においては、市内登録者が6人と少ない状況です。

↓↓↓

- ・ 圏域での協議等も通じながら、障がいのある人とその家族の生活を支える福祉人材の育成・確保について、計画的・積極的に取り組む必要があります。

課題6：地域共生社会づくり

- ・ 従来の、高齢・障がい・児童など対象別の福祉サービスの考え方から、その人の生活のしづらさを、地域社会として受け止める仕組みへの転換が図られようとしており、今後、地域共生社会づくりが求められています。

↓↓↓

- ・ 既存の社会資源を有効に活かしながら、多様な生活のしづらさを柔軟に受け止める共生型の福祉サービスについて検討していく必要があります。
- ・ 地域共生社会づくりや共生型施設・サービスについて、検討や対応を進めるとともに、福祉サービス利用から介護保険サービス利用への円滑な移行や高齢者福祉等に係る社会資源との連携などを図る必要があります。

第3章：理念と目標

1. 基本理念

「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」の目的に基づき、また、第1次計画以来の考え方を継承して、本計画がまちの将来像として描く「基本理念（あるべき姿）」を、次のとおりとします。

また、基本理念を、より具体的なまちの姿として描く「4つのテーマ」と、計画の大前提とする「3つの原則」について、併せて示します。

<基本理念>

一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

(4つのテーマ)

- 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち（一人ひとりの発達支援）
- 自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応えるまち（余暇活動・就労支援）
- 必要なサービスを利用して、当たり前の毎日の生活が送れるまち（日常生活支援）
- 住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち（共生する地域、生活安心）

(3つの原則)

1. 基本的人権を尊重し、差別を禁止する
2. 地域共生の社会に向かう
3. みんなで取り組む

2. 3つの目標と求める市民像

基本理念と計画課題を踏まえて、湖南省のまちづくりにおいて達成を図る目標と求める市民像として、次の3項目を掲げます。

目標1：一人ひとりの発達・成長・活躍を応援する

＜求める市民像＞

- ・ 子どもの発達や健康に関する知識を持ち、妊娠・出産・子育てにおいて孤立することなく、専門サポートや子育て仲間を気軽に頼っている。
- ・ 地域の子どものが、いろいろな体験を通じて豊かに育つよう、できることで貢献している。
- ・ 自分の会社や職場で、多様な個性・特性が生きる仕事を見つけ、働きづらさがあっても継続できる働き方を一緒に考えていくことに積極的になれる。

目標2：当たり前な毎日の生活を支える

＜求める市民像＞

- ・ 見守る、声をかける、手伝うなど、困っている人を自分なりに支援できる。

目標3：共生する地域をつくる

＜求める市民像＞

- ・ 障がいの特性について知識があり、障がいのある人の生活のしづらさを思いやることができる。
(例)
 - ・ エレベーターや多機能トイレ、座席等の利用で、必要な人を優先する。
 - ・ 歩道に自転車等を停めない、点字ブロックをふさがない、駐車場の身障者用使用区分を空けておく。
 - ・ 合理的配慮についての知識を持ち、地域活動や行事などでも、多様な情報伝達手段を用いる。
- ・ いろいろな人とふれあうことを楽しみ、支えあうことを当たり前だと考えている。
- ・ 障がいのある人とその家族の地域生活を、地域ぐるみであたたかく見守っている。
- ・ 日頃から防犯・防災への意識を持ち、近所で避難等に配慮が必要な人がいることを気に留めて、いざというときの支援ができるよう心づもりをしている。

第4章：障がい者福祉の施策

1. 施策の体系

3つの目標に即した施策の体系は、以下の通りです。

目標1：一人ひとりの発達・成長・活躍を応援する

- 施策1：発達支援システムの充実
- 施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応
- 施策3：教育・保育の充実
- 施策4：放課後等児童対策の充実
- 施策5：社会参画・就労の促進

目標2：当たり前の毎日の生活を支える

- 施策6：相談と情報提供の充実
- 施策7：自立支援給付等による日常生活の支援
- 施策8：経済的負担の軽減
- 施策9：住まいの確保
- 施策10：保健・医療の確保

目標3：共生する地域をつくる

- 施策11：人権文化の醸成
- 施策12：ふれあい・交流の充実
- 施策13：コミュニケーション支援の充実
- 施策14：移動の確保
- 施策15：災害への備えの強化

2. 施策の内容

各施策の内容について、以下に示します。

目標1：一人ひとりの発達・成長・活躍を応援する

施策1	発達支援システムの充実
------------	--------------------

施策目標	子どもが、自分らしさを伸ばして成長でき、社会の一員として活躍できる。
施策概要	○ 保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の連携のもと、乳幼児期から学齢期・就労期まで、個人に一貫した発達・成長・活躍への支援を行います。

指標	(希望の進路につながった子どもの比率) (個別面談 認知度 周知度)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

＜施策を構成する主な事業＞

[1] 発達支援システム運営事業	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
- 関係課の連携：発達支援システム運営についての検討や関係課連携のための関係課課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催します。 - 個別の指導計画作成にかかる研修会：市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の担当者対象に個別の指導計画作成にかかる研修会を実施します。 - LD研修会：市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中学校教職員を対象として、特別支援教育にかかる夏季研修会を開催します。	
[2] 義務教育終了後の相談支援事業	社会福祉課（発達支援室）
- 障がい児・者サービス調整会議と連動し、義務教育終了後の進路先への支援情報の引き継ぎ会議を実施します。 - 義務教育終了後のニーズに応じた相談支援を実施します。	
[3] 市就学支援委員会	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
医師、地域内養護学校長、地域内児童福祉施設長、発達相談員、保健師等の専門家および市内小・中学校長代表、園長代表等で構成された委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学について審議を行います。	
[4] 特別支援教育コーディネーター会議	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
市内保育園、幼稚園、小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、各校園における特別支援教育の進め方や個別の指導計画の活用等について研修を行います。	

[5] 専門家による事例検討指導会議	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
各校の特別支援教育コーディネーター等から示された事例にかかわり、障がいの判断・教育的措置・支援内容等について、総合的に検討します。	
[6] ここあいパスポート活用事業	社会福祉課（発達支援室）
発達支援システムにおいて必要な支援を図る上で「ここあいパスポート」を活用します。	

<凡例>

施策目標：

- ・ 施策を行うことで実現しようとする「まちや人の姿」を掲げています。

施策概要：

- ・ 計画期間中に行う施策の概要であり、毎年度の事業構築と予算編成を行うための基本的な指針です。
- ・ 「重点」とした内容は、計画期間中に、特に力を入れて推進を図るものです。

指標：

- ・ 「計画全体としての達成」を大きく捉えて評価できるように、施策目標に対する進捗を測る参考として、継続的に把握している統計などから、なるべく適切なものを選択し、各1指標を設定しています。

施策を構成する主な事業：

- ・ 平成30年度予算編成段階での事務事業の中から、計画期間中の継続的な推進や具体的な拡充等を見込むものを、主な事業として配置しています。毎年度の進捗評価を踏まえた予算編成のもとで、計画期間中に内容の変更があるものです。

施策2

支援が必要な子どもの早期発見・対応

施策目標	発達に特徴のある子どもが、早期に適切な支援につながっている。		
施策概要	○ 健診等を通じて、発達に特徴がある子どもと早期の関わりを持ち、支援が必要な子どもに保育園・幼稚園、保健センター、専門機関などで連携して対応します。		
指標	(発達課題を認められた子どもが、支援につながっている率；100%目標)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

＜施策を構成する主な事業＞

[7] 新生児訪問事業	健康政策課
助産師または保健師が、新生児のいる家庭を訪問し、その子の体重等の確認や保護者への育児相談を実施します。	
[8] 乳幼児健診事業	健康政策課
- 子どもの健やかな成長と親の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達状況や健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。 - 子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報を提供します。 1歳6カ月児健診後のフォロー教室として、子育ての悩みの共有や、子どもにあわせた対応を保護者やスタッフと一緒に考えて実践する場「ゆうゆう親子教室」を実施します。	
[9] 乳幼児発達相談事業	社会福祉課（発達支援室）
- 個別相談を行い、また、必要であれば発達検査も実施して、保護者の悩みと子どもの発達状況や課題を確認・検討し、保護者への助言によって、より適切な発達を促す援助をします。 - 保護者の希望があれば、保育園・幼稚園や他機関への助言・連携を行います。 - 就学前サービス調整会議を開催し、発達相談につながった児童への適切なサービスや支援について検討します。	
[10] ことばの教室事業	学校教育課
発達障がい、聴覚および言語機能等の障がいのある幼児・児童に対して、生活や学習上の困難の改善・克服のための支援を行うとともに、保護者や在籍する校園に対して専門的な立場から指導助言を行います。	
[11] 児童発達支援・保育所等訪問事業	社会福祉課（発達支援室）
支援が必要な幼児に対して福祉と教育が連携し、総合的な指導や支援を行います。	

施策3	教育・保育の充実
-----	----------

施策目標	保育園・幼稚園、学校で、充実したインクルーシブ教育が行われている。
施策概要	○ 集団の中での子どもの育ちを助長し、その子の個性と能力を伸ばす就学前教育保育、学校教育を行います。

指標	(加配教員数) →子どもに現れる成果		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[12] インクルーシブ教育システム構築事業	学校教育課
・ 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことを基本として、柔軟に学びの場を選択変更できるシステムを構築します。	
[13] 就園時健康診断事業	子育て支援課
・ 公立幼稚園等入園児に対して内科健診を実施します。	
[14] 障がい児保育事業	子育て支援課
・ 保育園に在籍する児童に対して、特別な指導と配慮を行うために加配保育士を配置し、障がい児の発達に応じた適切な保育を行います。	
[15] 幼稚園こども園障がい児対策事業	子育て支援課
・ 幼稚園等に在籍する障がいのある幼児に対して適切な指導支援を行うため、加配教員を配置します。	
[16] 保育園・幼稚園への巡回相談事業	社会福祉課(発達支援室)
・ 巡回相談員が保育園・幼稚園・こども園に出向き、保育を参観し、障がいのある幼児への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。	
[17] 小学校・中学校への巡回相談事業	学校教育課、社会福祉課(発達支援室)
・ 巡回相談員が小学校・中学校に出向き、授業を参観し、障がいのある児童・生徒への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。	

施策4

放課後等児童対策の充実

施策目標	障がいのある子どもが、放課後等に安心して活動できる居場所がある。		
施策概要	○ 障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。		
指標	(放課後等デイサービス実利用者数／支給決定者数比率) → 日中一時 (児童分)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

＜施策を構成する主な事業＞

[18] 放課後等デイサービス事業	社会福祉課
障がいのある子どもの放課後または休業日における生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進のために必要な支援を行います。	
[19] 障がい児ホリデースクール事業	社会福祉課
長期休暇（夏・冬・春休み）時における、障がいのある子どもの日中一時介護を提供します。	
[20] 日中一時支援事業（児童分；地域生活支援事業）	社会福祉課
- 障がいのある児童等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。 - 障がいのある子どもを持つ親の就労支援と日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。 - 日中において介護者がいない障がいのある子ども等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。	
[21] 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	子育て支援課
放課後に保護者の保護が受けられない児童へ集団生活の場を提供し生活指導を行う学童保育所に対して、障がいのある子どもの発育を促すとともに活動への補助を行います。	

施策5	社会参画・就労の促進
-----	------------

施策目標	自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応える場と機会がある。
施策概要	○ 誰もがその人らしい社会参画や働き方ができるよう支援するとともに、雇用環境の整備に向けた企業啓発等を行います。

指標	(福祉施設利用者の一般就労への移行；福祉計画より)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

＜施策を構成する主な事業＞

[22] アール・ブリュット作品等展示事業	社会福祉課
・ 障がいのある人へのエンパワメントと創作活動の支援となるよう、アール・ブリュット作品等の展示を行うとともに、これを契機として、障がいのある人への理解の広まりをつくっていきます。	
[23] 障がい者スポーツ促進事業	社会福祉課・生涯学習課
・ 県障がい者スポーツ大会への参加を促します。また、市体育協会障がい者スポーツ部と連携し、障がい者スポーツの促進に努めます。	
[24] 日中活動系サービス等給付事業〔就労関係〕	社会福祉課
・ 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）事業に係る訓練等給付費を支給します。	
[25] 滋賀型地域活動支援センター事業費補助	社会福祉課
・ 社会的ひきこもりなど障害者総合支援法の対象にならない人に、日常生活の場を提供する事業所に対して補助します。	
[26] 社会的事業所運営事業補助	社会福祉課
・ 障がいのある人と雇用契約を結び、障がいのある人となない人がともに仕事を行う事業所に対して補助します。	
[27] 障がい者就労情報コーディネーター設置事業	商工観光労政課
・ 市内の企業と福祉的就労事業所の就労に関する情報の、収集・調整・提供等を行います。	
[28] 障がい者就労情報支援事業	商工観光労政課
・ 障がい者雇用に対する啓発をはじめ、障がい者就労の推進に係る事業を委託します。	
[] 優先調達の推進	社会福祉課
・	

施策6

相談と情報提供の充実

施策目標	身近に安心して相談できるところがあり、公的サービス等の情報が便利に入手できる。
施策概要	○ 障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえた様々な生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。 〔重点〕 ◎ 計画相談の活発化と充実のため、基幹相談支援センターによる計画相談事業所支援の充実を図ります。

指標	(相談実績件数)			
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)	

<施策を構成する主な事業>

[29] 相談支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
- 障がいのある人とその保護者からの相談に応じるとともに、情報提供、連絡相談など事業所等との連絡調整や相談支援を行います。 - 障がい者生活支援センターを設置し、困難ケースに対応するため、専門的職員を配置して、相談支援事業機能強化事業を行います（甲賀圏域共同事業） - 専門職の確保及び人材育成、相談窓口の周知や地域啓発など相談支援体制の強化を図ります。	
[30] 障がい者就業・生活支援センター運営事業	商工観光労政課・社会福祉課
- 働き・暮らし応援センターの職場開拓員設置に係る負担金を拠出します（滋賀県・甲賀市・湖南市で負担） - 働き・暮らし応援センターに就労サポーターを配置し、障がい者に対する就労および職場定着に向けた支援を専門的にを行います。（滋賀県・甲賀市・湖南市で負担）	
[31] 発達障がい者ケアマネジメント支援事業	社会福祉課
発達障がいのある人への支援を行う生活支援センター等関係機関に、「発達障がい者支援ケアマネージャー」を設置し専門的支援を図ります。（甲賀圏域共同事業）	
[32] 障がい者基幹相談支援センター運営事業	社会福祉課
基幹相談支援センターにより、計画相談(特定相談・児童相談)事業所の支援の充実を図ります。	
[33] 計画相談支援給付事業（サービス利用計画）	社会福祉課
計画相談(特定相談・児童相談)支援事業所等の確保に努め、サービス利用にあたっての、利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施します。	
[] 成年後見センター運営事業	社会福祉課

施策7	自立支援給付等による日常生活の支援
-----	-------------------

施策目標	障がい福祉サービス等を利用して、自分らしく自由に地域で生活できる。
施策概要	○ 訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障がい福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。 〔重点〕 ◎ 平成31年4月の開所に向けて、生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を甲賀圏域に整備します。

指標	(訪問系サービスの利用／要請比率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[34] 重症心身障がい者通所施設整備事業	社会福祉課
甲賀圏域において生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすための日中活動の場を確保します。(甲賀圏域共同事業)	
[35] 訪問系サービス給付事業(同行援護以外)	社会福祉課
日常生活のために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護)に係る介護給付費を支給します。	
[36] 日中活動系サービス等給付事業(就労関係以外)	社会福祉課
日常生活のために必要な日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所)に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	
[37] 日中一時支援事業(18歳以上分；地域生活支援事業)	社会福祉課
- 障がいのある人等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。 - 障がいのある人を日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。 - 日中において介護者がいない障がいのある人等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。	
[38] 日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)	社会福祉課
在宅の重度障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付(貸与)します。	
[39] 重度障がい者移動入浴サービス事業	社会福祉課
重度身体障がい者の在宅生活を支援するため、身体の清潔の保持と心身機能の維持を目的とし、訪問により自宅にて清拭または入浴サービスを提供します。	

[40] 障がい児・者ナイトケア事業	社会福祉課
知的障がいのある子ども等に対する 24 時間対応型支援（緊急時の夜間支援）を行います。	
[40] 地域活動支援センター事業	社会福祉課
創作活動または生産活動の機会を提供（基礎事業）するとともに、社会との交流促進等を行います。	
[41] 補装具費支給事業	社会福祉課
障がい者の身体機能を代替または補完するための更生用の用具。支給が必要と判定された場合に補装具費（購入・修理）を支給します。	
[42] 成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
判断能力が十分でない障がいのある人の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用に係る報酬費を助成します。	

施策8

経済的負担の軽減

施策目標	障がいがあることに起因する経済的負担が、過重にならない。		
施策概要	○ 各種手当や年金、助成等について、障がい者手帳交付時の窓口での案内や積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。		
指標	()		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[43] 特別障害者手当・障害児福祉手当等支給事業	社会福祉課
・ 在宅で常時介護が必要な重度の障がいのある人や子どもに手当を支給します。	
[44] 児童扶養手当支給事業	子育て支援課
・ ひとり親家庭などに支給される手当です。 父または母が重度の障がいの状態にある場合にも手当を支給します。	
[45] 特別児童扶養手当支給事業	子育て支援課
・ 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいがある人の保護者（養育者）に対して手当を支給します。	
[46] 福祉医療費助成事業	保健年金課
・ 重度の心身障がい児・者に対して、健康保険の自己負担分から福祉医療費の自己負担金を控除した額を助成します。 ・ 精神障がい者に対して、自立支援医療（精神通院医療に限る）の自己負担金を助成します。	
[47] 特別支援教育就学奨励事業	学校教育課
・ 特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育関係経費を一部援助し、保護者の経済的負担を軽減します。	
[48] 保育園保育料減額制度	子育て支援課
・ 障がい児の保育料（低所得世帯等）を減額します。	
[49] 精神障がい者生活支援推進事業補助	社会福祉課
・ 精神障がい者が公共交通機関を利用して通所授産施設等に通所する場合に、交通費の一部補助を行います。	

施策9	住まいの確保
-----	--------

施策目標	暮らしやすい住まいがあり、地域に安心して住み続けられる。
施策概要	○ 障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を促進するとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活移行を促進します。

指標	(グループホーム利用者数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

＜施策を構成する主な事業＞

[50] 居住系サービス給付事業	社会福祉課
・ 居住系サービス（施設入所支援、グループホーム）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します	
[51] グループホーム整備促進事業	社会福祉課
・ 生活の場として計画的なグループホームの整備を促進するための補助（市）を行います。	
[52] 重度身体障がい者住宅改造補助	社会福祉課
・ 重度身体障がい者の日常生活の向上を図るための住宅改造経費を補助します。	
[53] 身体障がい者福祉ホーム運営補助	社会福祉課
・ 自宅での生活が困難な身体障がい者が生活する福祉ホームに対して、運営費を補助します。	
[54] 居住サポート事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
・ 入所や入院から地域生活へ移行する人の住居等の確保と入居調整・世話人確保・支援者の育成と確保等を行い、地域生活移行への支援を行います。（甲賀圏域共同事業）	
[55] 精神障がい者グループホーム地域支援員派遣事業	社会福祉課
・ 重度の精神障がい者の地域生活を支えるため、グループホームに支援員を派遣し、定期訪問や緊急時における支援を行います。（甲賀圏域共同事業）	
[] 地域生活支援拠点の整備	社会福祉課
・	

施策 10	保健・医療の確保
-------	----------

施策 目標	けがや病気の時に、身近な病院等を利用できる安心がある。
施策 概要	○ 市民の健康づくりの促進を図るとともに、保健・医療・福祉等の確保と障がいのある人の受診環境の向上のための関係機関の連携強化に努めます。

指標	(訪問系サービスの利用／要請比率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

＜施策を構成する主な事業＞

[56] 自立支援医療給付事業	社会福祉課
障がいのある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。	
[57] 重度障がい者地域包括支援事業	社会福祉課
医療行為を常時必要とする重度障がいのある人が、生活介護事業所で看護師による医療行為を受けることができよう助成します。	
[再掲] 福祉医療費助成事業	保健年金課
- 重度の心身障がい児・者に対して、健康保険の自己負担分から福祉医療費の自己負担金を控除した額を助成します。 - 精神障がい者に対して、自立支援医療(精神通院医療に限る)の自己負担金を助成します。	

施策 11	人権文化の醸成
-------	---------

施策 目標	障がいのある人が、差別がないと感じる地域社会となっている。		
施策 概要	○ 障がいを理由とする差別の解消を通じて、基本的人権の尊重の理念の浸透と人権文化の醸成を図ります。		
指標	(障がい者の人権に関する講座や研修の回数及び参加者数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[58] 障がい者の人権を守るための連携協議会	社会福祉課
・ 障害者虐待防止法および障害者差別解消法に基づき設置する協議会として、障がいのある人の人権を守るための連携事業について協議します。	
[59] 湖南省人権まちづくり会議（障がい者の人権部会）	人権擁護課
・ 啓発のための部会員の研修や、人権まちづくりに係る講演会を実施します。	
[60] 豊かなつながり創造講座	人権擁護課
・ さまざまな人権課題をテーマとして人権啓発講座を開催する中で、うち1回を障がいのある人の人権をテーマに開催します。	

施策 12	ふれあい・交流の充実
-------	------------

施策 目標	顔なじみによく出会い、気軽なあいさつ・声かけがある。		
施策 概要	○ 障がいのある人ない人の自然な交流を促進するため、障がいがある人が参加しやすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。		
指標	(地域福祉に係るアンケート調査による捕捉)		
	期首値 (H. 27)	期末目標値 (H. 32)	

<施策を構成する主な事業>

[61] 社会福祉協議会事業補助	社会福祉課
地域の自主的な助け合い活動を支援する小地域福祉活動助成事業や、ボランティア活動の促進、学習、情報提供、相互交流等の支援を行うボランティアセンター事業など、社会福祉協議会の活動に補助を行います。	
[62] 障がい児・者団体補助	社会福祉課
障がい児・者団体が自主的に行うふれあい・交流活動に対して補助を行います。	

施策 13	コミュニケーション支援の充実
-----------------------------------	--

施策 目標	意思疎通のしづらさがあっても、地域での暮らしのなかでコミュニケーションに困らない。
施策 概要	○ 意思疎通のしづらさがある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。

指標	(コミュニケーション支援の利用／要請比率) (手話通訳派遣件数・手話講座受講者数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

＜施策を構成する主な事業＞

[63] コミュニケーション支援事業(地域生活支援事業)	社会福祉課、図書館
<u>(社会福祉課)</u> ○ 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業 ・ 聴覚、言語機能、音声機能の障がいがある人の、意思疎通の円滑化のため、手話通訳者等を派遣します。 ○ 手話通訳者設置事業 ・ 聴覚および言語等の障がいがある人の、社会生活での自立と参加に必要なコミュニケーションを支援するため、市役所内に専任手話通訳者を設置します。 ○ 手話奉仕員養成講座事業 ・ 聴覚障がいのある人への理解と、手話ができる市民・手話通訳者を増やすことを目的に手話講座を開催します。 <u>(図書館)</u> ○ 視覚障がい者用朗読・点訳奉仕事業 ・ 市内の視覚障がいがある人等で、希望する人に、市の広報紙、議会だより等をボランティアサークルにより朗読・録音したカセットテープや CD を盲人用郵便で定期的に送付します。	
[] WEBアクセシビリティの向上	秘書広報課
・	

施策 14	移動の確保
-------	-------

施策 目標	同行援護ヘルパーやガイドヘルパーを利用して、自分が望むところに行くことができる。
施策 概要	○ 移動のしづらさがある人が、自由に外出できるよう、同行援護や移動支援等を提供します。

指標	(移動支援の利用／要請比率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[64] 訪問系サービス給付事業（同行援護）	社会福祉課
・ 移動が困難な視覚障がいのある人に対して同行援護ヘルパーを派遣します。	
[65] 移動支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
・ 移動が困難な、重度障がいのある人および視覚障がいのある人への移動を支援します。	
[66] 障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業	社会福祉課
・ 障がい者の積極的な社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的に、移動に伴う自動車燃料費またはタクシー運賃を助成します。	
[67] 自動車改造費助成事業	社会福祉課
・ 重度身体障がい者が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。	
[68] 自動車操作訓練費助成事業	社会福祉課
・ 身体障がいのある人の社会参加のための自動車運転免許取得費用の一部を助成します。	
[69] 福祉有償運送運営協議会	社会福祉課
・ 道路運送法に基づき設置する協議会として、福祉有償輸送の必要性及び適正な運営の確保のために必要な事項について協議します。	

施策 15	災害への備えの強化
--------------	------------------

施策 目標	災害時の要配慮者とその支援についての住民認知が広がっている。
施策 概要	○ 日頃からの防災意識の向上を図るとともに、災害時の要配慮者支援に係る備えを充実させます。

指標	(避難行動要支援者名簿作成における同意率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

＜施策を構成する主な事業＞

[70] 避難行動要支援者対策事業	社会福祉課
・ 避難行動要支援者個別計画を作成し、障がいのある人や事業所（福祉避難所等）を含めた住民が参加する避難訓練を実施します。	
[] メール配信サービス(湖南タウンメール)による情報発信	秘書広報課

第5章：湖南省障がい福祉計画・障がい児福祉計画

この章では、「湖南省障がい福祉計画（第5期）」「湖南省障がい児福祉計画（第1期）」を一体的な計画として掲載しています。障がいのある人・子どもの日常生活と社会参画に必要な福祉サービス等について、それぞれの必要量の見込みとその確保方策について示しています。

1. 福祉サービス等の概要

サービス等の体系は、法律等に基づいて、大きくは以下の通りとなっています。

① 障害者総合支援法のサービス等

一人ひとりの障がい程度や勘案すべき状況、サービス等利用計画案を踏まえて、個別に支給決定がなされる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付および相談支援等）」と地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

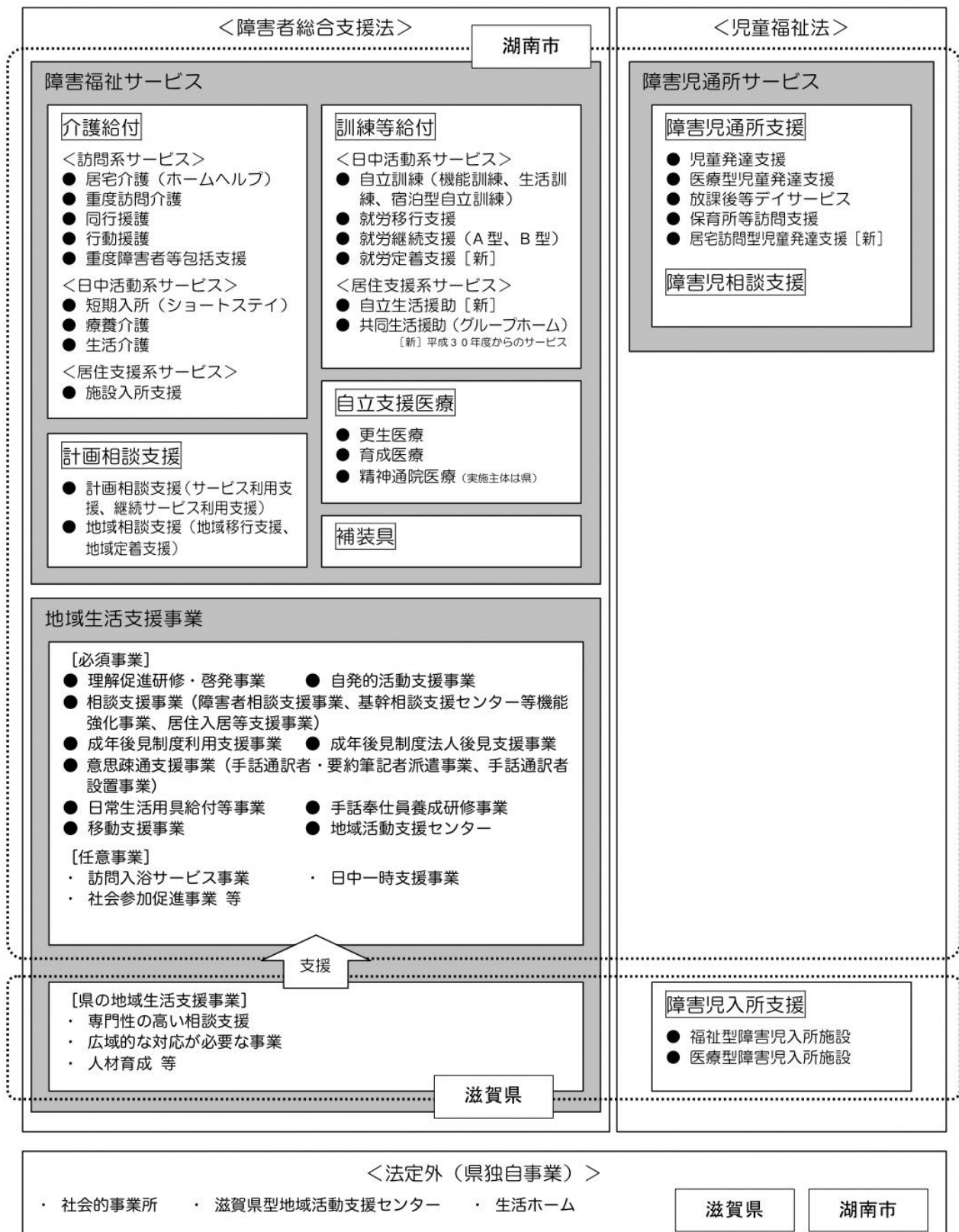
② 児童福祉法のサービス等

障がいのある子どもを対象とした施設・事業等のサービス等として、「障害児通所支援」「障害児相談支援」「障害児入所支援」があります。

③ 法定外のサービス等

法定外のサービス等には、滋賀県独自の事業として、社会的事業所や滋賀型地域活動支援センター、生活ホームといったサービス等があるほか、一部、市独自のサービス等があります。

■ 福祉サービス等の体系



■ 「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対応関係

※ 障がい福祉計画の、サービス等に係る事業について、障がい者計画の施策体系との関係を示します。

第2次湖南省障がい者計画（後期計画）		湖南省障がい福祉計画（第5期） 湖南省障がい児福祉計画（第1期）
目標	施策	
一人ひとりの発達・成長・活躍を支援する	1 発達支援システムの充実	
	2 支援が必要な子どもの早期発見・対応	
	3 教育・保育の充実	
	4 放課後等児童対策の充実	
	5 社会参画・就労の促進	
当たり前の毎日の生活を支える	6 相談と情報提供の充実	
	7 自立支援給付等による日常生活の支援	
	8 経済的負担の軽減	
	9 住まいの確保	
	10 保健・医療の確保	
共生する地域をつくる	11 人権文化の醸成	
	12 ふれあい・交流の充実	
	13 コミュニケーション支援の充実	
	14 移動の確保	
	15 災害への備えの強化	

2. 成果目標

国の基本指針を踏まえて、以下の5つの重点項目について成果目標を掲げ、それらの着実な推進を図ります。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援体制の強化
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
- ・ 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点施設入所者数から2%以上削減

市の成果目標

項目	数値
平成28年度末時点の入所者数	31 人
平成32年度末時点の入所者数	35 人
【目標値】地域生活移行者数	2 人 6.5 %

<考え方>

- ・ これまでに一定の地域生活移行を進めてきた結果として、施設の現在入所者・新規入所者においては、高齢化や障がいの重度化等のため、地域生活が厳しい状況となっています。
- ・ こうした現況から、地域生活移行者数については2人(6.5%)を目標とします。なお、施設入所者数の削減については、成果目標が立てられない状況です。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
- ・ 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置（市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置も可）
- ・ 平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数
- ・ 平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数
- ・ 入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上
- ・ 入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上
- ・ 入院後 1 年時点の退院率については 90%以上

市の成果目標

項目	内容
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所（甲賀市と共同）

<考え方>

- ・ 入院中の精神障がいのある人の退院に関する数値目標については、国の基本指針に沿って滋賀県が設定するものとされ、湖南市では、県の目標値を達成するための事業量を見込むところです。

（３）地域生活支援体制の強化

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備

市の成果目標

項目	内容
地域生活支援拠点等の設置	1 箇所（甲賀市と共同）

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 平成 32 年度中の一般就労への移行者数は、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上
- ・ 就労移行支援事業所の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加
- ・ 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上
- ・ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上

市の成果目標

項目	数値
平成 28 年度の一般就労移行者数	2 人
【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	3 人
平成 28 年度の就労移行支援事業所の利用者数	17 人
【目標値】平成 32 年度の就労移行支援事業所の利用者数	21 人
【目標値】就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50 %
【目標値】平成 31 年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80 %
【目標値】平成 32 年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80 %

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置（圏域での設置も可）
- ・ 平成 32 年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・ 平成 32 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保（圏域での確保も可）
- ・ 平成 30 年度末までに各都道府県、各圏域および各市町村において、医療的ケア児支援のために保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域での設置も可）

市の成果目標

項目	内容
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所（甲賀市と共同）
医療的ケア児支援協議の場	甲賀市と共同設置

＜考え方＞

- ・ 児童発達支援センターは設置済み、保育所等訪問支援は市単独で対応済み、また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は市内で対応可能な事業所があることから、成果目標の設定はありません。
- ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場も、甲賀市と共同で設置に向けて検討しています。

3. 福祉サービス等の見込み量と確保方策

成果目標の達成のため、基本指針に示された活動指標を踏まえて、各障がい福祉サービス等の当期見込み量とその確保の方策を示します。

なお、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、生活介護などのサービスについては、国が平成30年度からの創設を予定している「共生型サービス」への対応を踏まえ、必要に応じて調整を図ります。

①障害者総合支援法によるサービス

（１）自立支援給付

- | | |
|--------------|--------------|
| ア. 訪問系サービス | イ. 日中活動系サービス |
| ウ. 居住支援系サービス | エ. 相談支援サービス |

ア. 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	所管課	社会福祉課
-----------------------	-----	-------

事業概要	居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 重度訪問介護 重度の肢体不自由の人または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 行動援護 知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動の支援を行います。 同行援護 視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時同行し、移動に必要な情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問系 サービス 全体	時間数/月	計画値	1,515	1,586	1,659	1,654	1,753	1,858
		実績値	1,304	1,390	1,560			
		達成率	86%	88%	94%			
	利用者数 (人)	計画値	181	191	201	153	153	153
		実績値	158	159	143			

【現況と課題】

- 月平均利用時間数は、毎年少しずつ増えています。土曜日、日曜日、祝日の利用や緊急での利用が難しい状態です。

【見込量確保の方策】

- 市内事業所での有資格者を増やすため、事業所に対しヘルパー養成研修に関する情報提供に努めます。

イ. 日中活動系サービス

(1)生活介護	所管課	社会福祉課
---------	-----	-------

事業内容	介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	1,947	2,043	2,140	1,970	2,049	2,131
	実績値	1,728	1,863	1,894			
	達成率	89%	91%	89%			
利用者数(人)	計画値	101	106	111	115	118	121
	実績値	99	100	99			

【現況と課題】

- 特別支援学校卒業者に生活介護の利用者が増えています。今後も新卒者の進路保障のための供給量の増加が望まれます。

【見込量確保の方策】

- 平成31年度4月の開所に向けて、生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を甲賀圏域に整備します。甲賀圏域のサービス調整会議の関係機関で課題を共有し、定員の増員や新たな方策について協議を進めます。

(2)療養介護	所管課	社会福祉課
---------	-----	-------

事業内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	計画値	10	10	10	10	10	10
	実績値	10	10	10			

【現況と課題】

- 県内でも利用希望者が多いことから、新規の入所利用は困難な状況にあります。入所については県により入所調整会議が行われています。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

(3) 就労継続支援A型	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、雇用契約を結びます。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	300	315	330	519	581	650
	実績値	411	484	463			
	達成率	137%	154%	140%			
利用者数(人)	計画値	20	21	22	29	31	32
	実績値	28	31	27			

【現況と課題】

- 雇用契約を結び、最低賃金を保障する就労継続支援A型のサービス利用のニーズは年々高くなっています。一般就労へつなげていけるような支援体制の構築が望まれます。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人の働きたいという思いに添って、必要なサービスを利用できるよう情報提供に努めます。また、施設等からの物品や役務の調達も継続して実施します。

(4) 就労継続支援B型	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	1,462	1,540	1,618	1,850	1,942	2,000
	実績値	1,526	1,607	1,766			
	達成率	104%	104%	109%			
利用者数(人)	計画値	94	99	104	111	117	121
	実績値	102	106	109			

【現況と課題】

- 特別支援学校卒業者の利用希望者や自立した就労継続が難しくなった障がいのある人の利用は増える一方で、今後も新卒者の進路保障や、就労を希望する障がいのある人のための供給量の増加が望まれます。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人の働きたいという思いに添って、必要なサービスを利用できるよう情報提供に努めます。また、施設等からの物品や役務の調達も継続して実施します。

(5) 就労移行支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	一般企業等への就労を希望する人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	231	289	347	110	115	120
	実績値	123	114	60			
	達成率	53%	39%	17%			
利用者数(人)	計画値	20	25	31	14	15	15
	実績値	14	17	10			

【現況と課題】

- 市内の就労移行支援事業所は1か所です。特別支援学校卒業後の就労継続支援B型の利用には就労移行支援事業所によるアセスメントが必要で、就労移行支援事業の定員確保を計画的に行う必要があります。

【見込量確保の方策】

- 一般就労を希望する人が、必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報提供に努めます。また、施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。

(6) 就労定着支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	計画値	-	-	-	2	2	2
	実績値	-	-	-			

【現況と課題】

- 一般就労に移行する障がいのある人が増加している中で、就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化し増大すると考えられ、生活面の様々な課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行う必要があります。
- 平成30年4月1日から創設される新たなサービスです。

【見込量確保の方策】

- サービス提供事業所との連携を強化する中で、サービスの利用促進を図ります。

(7) 自立訓練(機能訓練)	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	18	18	18	27	27	27
	実績値	21	21	39			
	達成率	117%	117%	217%			
利用者数(人)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	1	2			

【現況と課題】

- 地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人に対して行う訓練や、生活等に関する相談及び助言などを行います。標準利用期間が設定されているサービスで、市内にはサービス提供事業所はありません。利用者は市外事業所を利用しており、ここ数年は利用者が1～2人で推移しています。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人が、必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

(8) 自立訓練(生活訓練)	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	138	156	174	130	130	130
	実績値	116	115	111			
	達成率	84%	74%	64%			
利用者数(人)	計画値	15	17	19	21	21	21
	実績値	25	21	18			

【現況と課題】

- 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要なものに対して行う訓練や、生活等に関する相談及び助言などを行う標準利用期間が設定されているサービスで、湖南省では、平成27年に訪問型対応の新規事業所が開所したことで実利用人数が増えてきています。

【見込量確保の方策】

- 市内事業所の利用を基本として、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

(9) 短期入所	所管課	社会福祉課
----------	-----	-------

事業内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	150	165	179	150	167	175
	実績値	117	136	138			
	達成率	78%	82%	77%			
利用者数(人)	計画値	61	67	73	48	49	50
	実績値	44	50	48			

【現況と課題】

- 短期入所利用の実績値は年々少しずつ増えています。安心決定での支給決定が半数近くあります。介護者の入院などで緊急に利用するケースもあり、年間の利用日数は年度ごとに上下しています。希望した際に利用できないこともあり、利用ニーズは高くなってきています。

【見込量確保の方策】

- 事業者が行う支援員の募集に際し、広報の活用などにより周知のための支援をします。

ウ. 居住支援系サービス

(1) 自立生活援助	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	計画値	-	-	-	1	2	2
	実績値	-	-	-			

【現況と課題】

- 一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人の理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う必要があります。
- 平成30年4月1日から創設される新たなサービスです。

【見込量確保の方策】

- サービス提供事業所との連携を強化する中で、サービスの利用促進を図ります。

(2) 共同生活援助	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人に対し、共同生活を行う住居で入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	計画値	45	49	53	43	44	45
	実績値	42	39	43			
	達成率	93%	80%	81%			

【現況と課題】

- 地域生活・地域移行の生活の受け皿として、ニーズは年々高くなっていて、整備が望まれています。その一方で、利用者がかかえる課題や、タイミングなどで、サービス利用が進まない一面もあります。

【見込量確保の方策】

- グループホームの新設や、定員の増加に伴う改修、備品購入に係る経費を補助し、創設に向けて支援していきます。

(3)施設入所支援	所管課	社会福祉課
-----------	-----	-------

事業内容	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	計画値	33	34	35	34	35	35
	実績値	32	31	34			
	達成率	97%	92%	97%			

【現況と課題】

- 現在のサービスの枠組みの中、現在の施設利用者について、あえて地域生活への移行を行うことは、本人の高齢化や障がい特性などにより QOL の低下につながると思量されます。
- 施設への入所のニーズも高く、地域や在宅での介護が難しい重度の行動障がいのある人や、介護者の高齢化などにより施設入所の希望は多くなっています。

【見込量確保の方策】

- 市内事業所の利用を基本として、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報提供に努めます。

エ. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス利用計画の作成を行います。 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)/年	計画値	344	365	386	432	466	503
	実績値	306	332	400			
	達成率	89%	91%	104%			

【現況と課題】

- 新規事業所の開設はありますが、委託の一般相談を併設している事業所が担っている件数が依然として多く、計画相談へ影響を及ぼしています。
- 特定相談支援事業単独事業所の開設が望まれ、ケース移管を進めていく必要があります。
- 新規事業所への支援や、移管についての支援を基幹相談支援センターが行っています。

【見込量確保の方策】

- 市内法人を中心に、相談支援事業所の新規開設や計画相談支援従事者の増員について引き続き要請し、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員及び実施回数の増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり指導や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(2) 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	所管課	社会福祉課
---------------------------	-----	-------

事業内容	地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域 移行 支援	利用者数(人)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	0			
		達成率	0%	100%	0%			
地域 定着 支援	利用者数(人)	計画値	3	3	3	1	1	1
		実績値	0	1	1			
		達成率	0%	33.3%	33.3%			

【現況と課題】

- これまでの利用者は数人にとどまっています。精神障がいのある人の退院に際して、病院を中心とした相談支援体制のもとで地域生活を開始される例も多く、必ずしもこのサービスを必要とされないことも見込を下回ったことも要因の一つです。

【見込量確保の方策】

- 施設入所者に対しては、計画作成相談を通して地域移行希望を把握し、必要な人が支援を受けられるようにします。入院している人に対しては、病院や地域移行支援事業所、地域定着支援事業所との連携により、地域移行・地域定着を希望する人が支援を受けられるようにします。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業所への支援として、圏域のサービス調整会議や基幹相談支援センターを通じて地域の相談体制の充実に努めます。

(2) 地域生活支援事業（必須事業）

(1)理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	所管課	社会福祉課
--------------------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修 ・啓発事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
自発的活動支援事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

【現況と課題】

- 理解促進研修啓発事業としてアール・ブリュット等作品を身近な場所で展示することで、多くの人が、作品を通じて障がいのある人への理解を深め、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現をめざす取り組みをしています。
- 自発的活動支援事業では、障がい者団体や家族会による自発的な取り組みを支援するための補助うを実施しています。

【見込量確保の方策】

- 引き続き、市民への障がい理解に向けての啓発活動や支援を行います。

(2) 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	所管課	社会福祉課
--	-----	-------

事業内容	相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 基幹相談支援センター 地域での相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数(甲賀福祉圏域における設置数)	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4			
地域自立支援協議会	実施箇所数(甲賀福祉圏域における設置数)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数(甲賀福祉圏域における設置数)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施箇所数(甲賀福祉圏域における設置数)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

【現況と課題】

- 相談支援事業所が計画相談事業も併設し、計画相談件数が増加しているため、相談支援事業へ影響を及ぼしています。特定相談支援事業単独事業所へのケース移管を進めていく必要があります。

【見込量確保の方策】

- 市内法人を中心に、相談支援事業所の新規開設や計画相談支援従事者の増員について引き続き要請し、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員及び実施回数の増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり指導や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業	所管課	社会福祉課
-------------------------------------	-----	-------

事業内容	成年後見制度利用支援事業 補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。 成年後見制度法人後見支援事業 市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見 制度利用 支援事業	利用者数	計画値	－	－	－	1	1	1
		実績値	0	1	1			
成年後見 制度 法人後見 支援事業	実施箇所 数	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

【現況と課題】

- 障がいの重度化や家族の高齢化などにより成年後見制度の関心が高まっています。

【見込量確保の方策】

- 事業の啓発を広く行うことで、必要とする人が利用できる環境を整備します。

(4) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業	所管課	社会福祉課
--------------------------	-----	-------

事業内容	意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。 手話奉仕員養成研修事業 手話で意思疎通支援を行う者を養成します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者 ・要約 筆記者 派遣事業	利用者数 (人)	計画値	35	35	35	45	45	45
		実績値	43	43	45			
		達成率	122%	122%	128			
手話通訳者 設置事業	実設置者 数	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
手話奉仕員 養成講座 事業	修了 見込者数 (登録見込 者数)	計画値	20	－	20	－	20	－
		実績値	8	－	20			
		達成率	40%	－	100%			

【現況と課題】

- 手話奉仕員養成講座では「入門・ステップアップ」、「基礎・レベルアップ」の講座を1年おきに開催し、手話通訳者の養成を図っています。レベルアップ講座後の滋賀県手話通訳者養成講座の受講者選考の合格までには至っていないのが現状です。

【見込量確保の方策】

- 手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、手話奉仕員・手話通訳者を目指す人を養成します。

(5) 日常生活用具給付等事業	所管課	社会福祉課
-----------------	-----	-------

事業内容	在宅の重度障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付(貸与)を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練 支援用具	給付件数	計画値	5	5	5	5	5	5
		実績値	5	3	3			
自立生活 支援用具	給付件数	計画値	13	13	13	10	10	10
		実績値	11	9	7			
在宅療養等 支援用具	給付件数	計画値	14	14	14	14	14	14
		実績値	15	7	14			
情報・ 意思疎通 支援用具	給付件数	計画値	11	11	11	45	45	45
		実績値	52	42	45			
排泄管理 支援用具	給付件数	計画値	1,150	1,150	1,150	1,500	1,530	1,550
		実績値	1,386	1,456	1,492			
居住生活 動作補助 用具	給付件数	計画値	2	2	2	4	4	4
		実績値	3	2	5			

【現況と課題】

- 情報意思疎通支援用具の給付が計画値に対して大幅に上回っています。（人工内耳体外装置の充電電池の申請が実績値の7割を占めています。）排泄管理支援用具についても年々増加傾向にあります。

【見込量確保の方策】

- 利用者の要望や障がいの特性により、改良が重ねられ続けている日常生活用具を適切に給付し、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

(6)移動支援事業	所管課	社会福祉課
-----------	-----	-------

事業内容	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
------	--------------------------------------

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
全体	延べ 利用時間	計画値	412	429	446	440	445	450
		実績値	494	509	420			
		達成率	120%	119%	94.2%			
	利用者数	計画値	24	25	26	24	24	24
		実績値	22	19	19			

【現況と課題】

- 市内の移動支援事業所は3か所、甲賀圏域の移動支援事業所は6か所です。適切な利用を促進する上で、利用のしやすさの改善等が課題となっています。

【見込量確保の方策】

○

(6)地域活動支援センター事業	所管課	社会福祉課
-----------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
Ⅰ型	実施箇所 数 (甲賀福祉 圏域)	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
Ⅱ型	実施箇所 数 (甲賀福祉 圏域)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
		実績値	100%	100%	100%			
Ⅲ型	実施箇所 数 (甲賀福祉 圏域)	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			

【現況と課題】

- 市内の地域活動支援センターは2事業所です。

【見込量確保の方策】

- 現状を維持します。

(3) 地域生活支援事業（任意事業）

(1)訪問入浴サービス事業	所管課	社会福祉課
---------------	-----	-------

事業内容	地域での障がいのある人の生活を支援するため、訪問入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4			
	達成率	100%	100%	100%			

【現況と課題】

- 平成28年度から平成29年度にかけて1人利用者の異動がありましたが、利用者数は変わっていません。平成30年度からの利用量も現状維持で見込みます。

【見込量確保の方策】

- 現状を維持します。

(2) 日中一時支援事業	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息を確保します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
延べ利用日数/年	計画値	5,321	5,775	6,268	3,300	3,300	3,300
	実績値	4,105	3,337	3,180			
	達成率	77%	58%	51%			
実施箇所数(甲賀圏域)	計画値	9	9	9	9	9	9
	実績値	9	9	9			

【現況と課題】

○市内の日中一時支援事業所は2事業所です。平成27年度から平成29年度の実績(見込)は減少しています。

【見込量確保の方策】

○ 現状を維持します。

②児童福祉法によるサービス

(1) 児童発達支援	所管課	社会福祉課(発達支援室)
------------	-----	--------------

事業内容	通所利用の未就学の障がい児に対する支援として療育活動を行います。
------	----------------------------------

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	105	113	122	110	110	110
	実績値	103	121	100			
	達成率	98%	107%	82%			
利用者数	計画値	52	56	60	50	52	55
	実績値	50	56	49			

【現況と課題】

- 子どもの発達、園での状況、保護者の発達についての理解度、さらにサービス利用の時期などを総合的に判断し、利用の必要な児童が必要な時期に利用しています。

【見込量確保の方策】

- 現状を維持します。

(2)医療型児童発達支援	所管課	社会福祉課(発達支援室)
--------------	-----	--------------

事業内容	医療の提供の必要な通所利用の未就学の障がい児に対する支援として療育活動を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	9	9	9	9	9	9
	実績値	0.6	0	0			
	達成率	7%	0%	0%			
利用者数(人)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	1	0	0			

【現況と課題】

- 利用者は市外事業所を利用しており、利用者がある年と利用者がいない年があります。速やかに支援につながる事が求められています。

【見込量確保の方策】

- 現状を維持します。

(3)放課後等デイサービス	所管課	社会福祉課
---------------	-----	-------

事業内容	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	142	172	203	504	544	587
	実績値	275	386	420			
	達成率	194%	224%	207%			
利用者数(人)	計画値	28	34	40	71	80	91
	実績値	40	55	63			

【現況と課題】

- 日中一時支援よりも療育的なサービスが受けられること、送迎サービスが受けられることから、利用ニーズは大きく、利用者数・利用日数ともに毎年大きく増加しています。

【見込量確保の方策】

○

(4) 保育所等訪問支援	所管課	社会福祉課(発達支援室)
--------------	-----	--------------

事業内容	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値	29	30	31	55	55	55
	実績値	45	54	51			
	達成率	155%	180%	165%			
利用者数(人)	計画値						
	実績値	59	58	59			

【現況と課題】

- 市内の保育所等訪問支援事業所は1事業所です。平成24年度から実施しており、利用者は保育所等と療育教室との連携を希望しています。

【見込量確保の方策】

- 現状を維持します。

(5)居宅訪問型児童発達支援	所管課	社会福祉課(発達支援室)
----------------	-----	--------------

事業内容	重症心身障がい児などに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援などを行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日数／月	計画値						
	実績値						
	達成率						
利用者数	計画値						
	実績値						

【現況と課題】

- 重度障がいの子どもや医療的ケアが必要な子どものうち、児童発達支援や医療型児童発達支援に通所してサービスを利用することが難しい子どもに対して、居宅を訪問して支援を実施し、発達支援を行う必要があります。
- 平成30年4月1日から創設される新たなサービスです。

【見込量確保の方策】

○

(6)障がい児相談支援	所管課	社会福祉課
-------------	-----	-------

事業内容	サービス利用支援 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	計画値	80	90	100	110	112	114
	実績値	98	109	105			
	達成率	123%	121%	105%			

【現況と課題】

- 児童福祉法に基づくサービスの利用者は増加傾向であるため、児童を対象とする相談支援事業所が不足している状況で、計画作成事業所の確保が課題となっています。

【見込量確保の方策】

- 市内法人を中心に、相談支援事業所の新規開設や計画相談支援従事者の増員について引き続き要請し、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員及び実施回数の増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり指導や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(7)医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	所管課	社会福祉課
--------------------------	-----	-------

事業内容	医療的ケアが必要な子どもに対し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
配置人数	計画値				1	1	1
	実績値						

【現況と課題】

- 医療的ケアが必要な子どもは、乳幼児期には医療型児童発達支援を利用し、保育所等にも通所しています。学齢期には学校に通いながら、必要に応じて放課後等デイサービスなどを利用していることから、これらサービス調整のため、関係機関との緊密な連携が必要となります。

【見込量確保の方策】

- 医療的ケアが必要な子どもがサービスをスムーズに利用できるよう、関係機関とのサービス調整を行うためにコーディネーターを配置します。

第6章：計画の推進

（１）計画の進行管理

- ・ 湖南省役所の障がい福祉主管課が計画の進行管理を所管する。
- ・ 毎年度、決算・予算編成の時期を踏まえて、主要な事務事業の評価と予算への反映を行い、計画期末には、各年度の主要事業評価を踏まえた施策評価を行い、次期計画の策定に資するよう図るものとする。
- ・ 評価にあつては、障がい福祉主管課が評価資料を調整し、湖南省障がい者施策推進協議会に諮って、意見を求めるものとする。
- ・ 湖南省障がい者施策推進協議会は、「たて・よこ・ななめにすき間なく」の視点を重視して、
 - ・ すべての行政分野での連携の促進
 - ・ 市民・地域・事業者等のそれぞれの取り組みの促進
 - ・ 協働による取り組みの充実による、総合的なまちづくりに資する意見を述べるものとする。

（２）甲賀福祉圏域（甲賀市・湖南省）での連携

- ・ 甲賀地域障がい児・者サービス調整会議において、計画の推進に係る圏域連携を調整していきます。
- ・ 甲賀市・湖南省地域福祉人材確保事業協議会において、福祉人材の育成・確保に努めます。

資料編